

# 研究報告編

# 報 文

## 環境マネジメントシステム エコアクション 21 への取り組み

森 淳子、西村 昇、環境保健研究センター環境委員会

長崎県環境保健研究センターは、平成 19 年 4 月、長崎県環境保健研究センター条例に基づき大村市に新築移転した。平成 20 年 4 月、環境保健研究センターは設置理念及び3つの基本方針並びに運営計画(平成 19～22 年度)の実現と併せ、自ら率先して環境に配慮する行動を継続的に実施していくためエコアクション 21 への取り組みを決定し、平成 21 年 3 月 13 日、エコアクション 21 の認証・登録を受けた。ここではエコアクション 21 が要求する 12 の項目への取り組みについて概要を紹介する。

キーワード: 環境マネジメントシステム エコアクション 21

### はじめに

長崎県は本庁舎を対象に平成 14 年に ISO14001 の認証を受けた。また地球温暖化対策の推進に関する法律に従い、第二次長崎県温暖化対策実行計画(以下「県庁エコオフィスプラン」という)を策定している。県庁エコオフィスプランは本庁と全地方機関を対象としており各所属が①グリーン購入報告 ②エネルギー報告 ③日常活動報告 を義務付けている。

環境保健研究センター(以下「当センター」という)は県庁の一地方機関であるが、試験、研究の内容から、各種化学物質、毒劇物、危険物、高圧ガス等を取り扱う機関であり、それらに関連する法規の遵守状況の確認や事故発生に備えた体制整備と訓練等が欠かせない。

また、センターの設置目的から、試験、研究、教育、情報発信等の活動そのものが地域の環境負荷削減に貢献する側面もあり、その点をアピールし、同時に、外部からの意見、提案を受け入れ、コミュニケーションを図ることが欠かせない。

エコアクション 21 認証・登録制度は、概ね 1000 人以下の規模の中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ちながら行動し、その結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度である。12 の要求事項に取り組み審査を受けることで、エコアクション 21 財団法人 地球環境戦略研究機関 持続性センター<sup>1)</sup>から認証を受ける。

12 の要求事項には、自らの環境負荷を把握するほか、環境関連法規の遵守や、教育・訓練、コミュニケーションを図ることが含まれているが、県庁エコオフィスプ

ランではこれらがカバーされていない。当センターは平成 20 年 4 月にエコアクション 21 への取り組みを決定し、エコアクション 21 地方公共団体向けマニュアル 試行版及びエコアクション 21 大学等(教育・研究機関)向けマニュアル 試行版に従った取り組みを行い、平成 21 年 3 月 13 日、エコアクション 21 の認証・登録を受けた。ここでは取り組みの決定から認証・登録に至る取り組みについて概要を紹介する。

### I 計画

#### 1 環境方針の作成

当センターは、平成 19 年 3 月まで長崎市において衛生公害研究所として事業を行っていたが、平成 19 年 4 月、長崎県環境保健研究センター条例に基づき大村市に新築移転した。

環境保健研究センター設置理念及び3つの基本方針並びに運営計画(平成 19～22 年度)の実現と併せ、自ら率先して環境に配慮する行動を継続的に実施していくため、下記に示すように、4つの環境方針を定めた。当センター運営計画に定める研究、試験検査、情報の収集発信、環境教育を推進することは、そのまま地域の環境保全に資することから、**1**項と、**2**項に定めた。**3**項は環境関連法規の遵守について、記述している。長崎県庁は第二次長崎県温暖化対策実行計画のなかで全庁的にエコオフィスプランに取り組んでいる。エコアクション 21 における日常活動は、エコオフィスプランを元に取り組むこととし**4**項を定めた。

#### エコアクション 21 環境方針

長崎県環境保健研究センターは、平成19年4月、「環境の保全、食の安全・安心、健康の維持に関し

て、県民生活の質の向上に繋がる研究を行い、県民により身近で、民間や大学等の研究機関と連携した、開かれた研究所を目指す」との基本理念に立ち、大村市に新築移転しました。

この理念に基づく3つの基本方針、また運営計画(平成19～22年度)を策定しましたが、これらの実現と併せ、自ら率先して環境に配慮する行動として、次のことに重点的に取り組みます。

①運営計画に定めた下記の目標を目指して研究及び試験検査を実施します。

1. 循環型地域社会づくり
2. 閉鎖性水域の環境浄化・水辺環境づくり
3. 豊かで健全な環境の確保

②運営計画に基づき、情報の収集、発信と環境教育を充実させます。

③自らの活動について環境関連法規等を遵守し、継続的改善及び環境汚染の予防に努めます。

④県庁エコオフィスプラン(第二次長崎県温暖化対策実行計画)を含め、自らの活動に係る環境負荷削減目標を定め、定期的な見直しを行います。

平成20年9月2日  
長崎県環境保健研究センター

所長 仁位 敏明

## 2 環境負荷と環境への取組状況の把握及び評価

エコアクション21への取り組みにあたり、表1に示す項目について、当センターの平成19年度の環境負荷を把握した。

表1における総エネルギー投入量のうち、97.8%が購入電力であり、当センターの温室効果ガス年間排出量は472tのほとんどを占めた。化石燃料とは公用車によるガソリンの使用量をさす。また、新エネルギーとして、10kWの太陽光発電装置を設置している。平成19年度実績で年間約13,087 kWh、1日平均36 kWhを発電した。これは一般家庭で消費する電力(14kWh)の2～3軒分に相当する。太陽光により発電された電力は当センターへ供給されている。当センターの消費電力量は年間817,662kWhにのぼり、太陽光発電が

占める割合は、1.5%であった。商用電力の経月変化をみると、夏季の冷房時と、冬季の暖房時にピークがあることがわかる(図1)。

次に、環境への取組の自己チェックとして、臨時職員を含む全職員49名を対象にアンケート調査を行った。アンケート調査は表2にあげる7つの観点から全56項目についての各人の取り組みの現状を5段階で自己評価してもらった。全員の平均値を集計した結果、図2のように、「交通に伴う環境負荷の低減」の平均値が最も低く、「省資源(用紙類の使用量削減)」、「節水、水の効率的利用」がそれに次いでおり、これらの項目が、当センターにおいて取組の強化が必要なものと思われた。

表2 環境への取組の自己チェック項目

1. エコオフィス活動	項目数
(1)省エネルギー	13項目
(2)省資源(用紙類の使用量削減)	14項目
(3)節水、水の効率的利用	1項目
(4)化学物質対策	5項目
(5)廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理	7項目
(6)交通に伴う環境負荷の低減	8項目
2. グリーン購入の推進	8項目

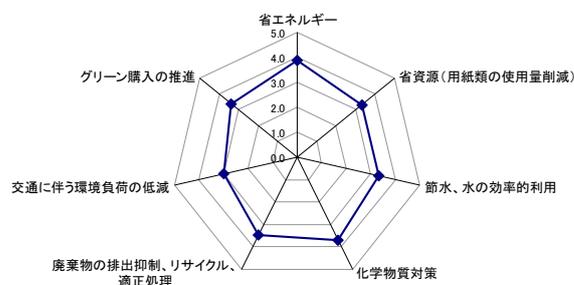


図2 環境への取り組みの自己チェック結果

※ 平成17年8月策定。平成17～21年度までの5年間で二酸化炭素の排出削減率8%を目指している。

表1 長崎県環境保健研究センターの環境負荷

【】はエコアクション21における必須4項目

環境負荷 大項目	小項目	単位	19年度
総エネルギー投入量	購入電力	MJ	8,152,090
	化石燃料	MJ	134,558
	新エネルギー	MJ	47,112
水資源投入量	上水	m <sup>3</sup>	2,055
【総排水量】	公共用水域	m <sup>3</sup>	0.0
	下水道	m <sup>3</sup>	2,055
	BOD	g	156,776
【温室効果ガス排出量】	【二酸化炭素】	kg-CO <sub>2</sub>	471,987
【廃棄物等総排出量】	再使用	t	0.0
	再生利用	t	2.6
	熱回収	t	0.0
	単純焼却	t	0.9
廃棄物最終処分量	最終処分量	t	1.2
グリーン購入の実績	全調達量に占める割合	%	99.9
化学物質保有量	消防法危険物（固体）	k g	3.1
	消防法危険物（液体）	L	748.5
	毒・劇物（固体）	k g	261.1
	毒・劇物（液体）	L	192.1

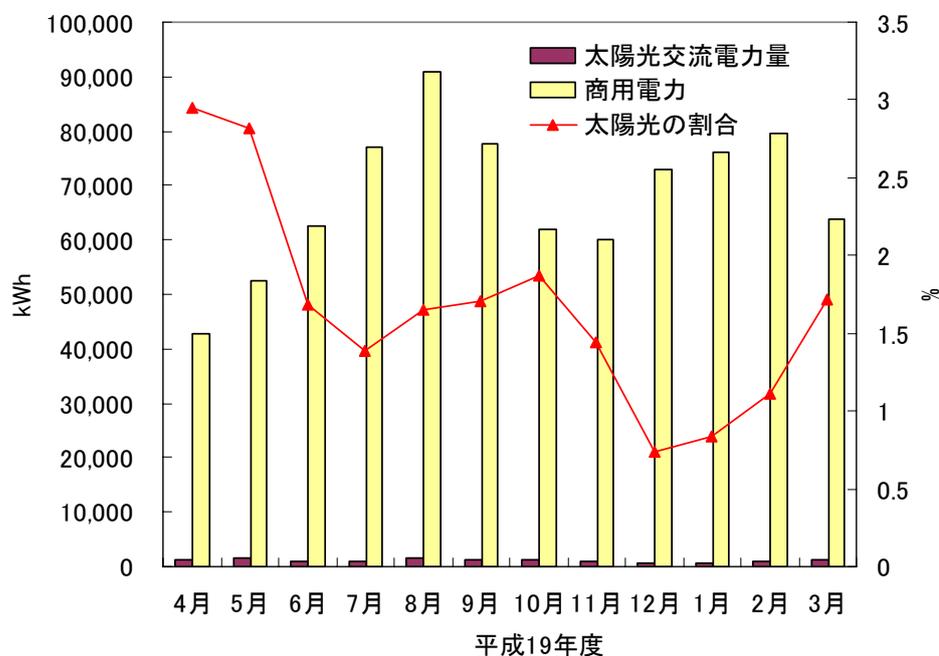


図1 環境保健研究センターにおける商用電力消費量と太陽光発電量の月変化

3 関連法規の取りまとめ

表3に示す当センターが規制・届出等の対象となる法律・条例等について、遵法状況を確認した。

表 3 当センターが規制・届出等の対象となる法律・条例等

<p><u>循環関係法律・条例等</u></p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律                  国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)                  特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)                  使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)                  特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)</p>
<p><u>公害対策関係法律・条例等</u></p> <p>水質汚濁防止法                  騒音規制法                  振動規制法                  悪臭防止法</p>
<p><u>化学物質・危険物関係法律・条例等</u></p> <p>毒物及び劇物取締法                  ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法</p>
<p><u>地球温暖化対策に関する法律・条例等</u></p> <p>地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策法)                  長崎県未来につながる環境を守り育てる条例</p>
<p><u>その他</u></p> <p>消防法                  県央地域広域市町村圏組合火災予防条例                  下水道法                  放射性同位体元素等による放射線障害の予防に関する法律                  高圧ガス保安法</p>

4 環境目標及び環境活動計画

環境方針①～④に基づき、表4のとおり環境目標を定めた。

環境方針①～③については、業務の一環として所長以下職務として実施している。

環境方針④自らの活動に係る環境負荷削減にかかる活動計画は以下のとおりとした。

長崎県は長崎県エコオフィス活動実施要領のなかで、日常点検として、毎昼休みと時間外、最終退庁時に廃棄物の適正処理と消灯など不要な電気に関する点検を行っている。当センターでは、今回の取り組みとして環境負荷を点検するなかで、冷暖房による消費

電力による環境負荷が大きいことが判明した。これを踏まえ、長崎県エコオフィスプランの点検項目に、冷暖房の設定温度のチェックを追加した。昼休みの点検は各課・科で当番制とし、全員が環境への意識を持つよう配慮した。

表4 当センター 環境目標

<p>「地域への働きかけにより地域の環境に関する目標・指標への到達を目指す取組」</p> <p>1. 環境方針①運営計画に定めた目標を目指した研究及び試験検査の実施                  長崎県の各部局長と地方機関長等は、平成 16 年度以来毎年「職務目標」を作成し、知事に提出しています。この「職務目標」は、県民の皆様に、県が取り組む施策をわかりやすく説明するとともに、県の職員に対し、今年度、重点を置いて取り組む事業をできるだけ数値目標を示しながら具体的に確認させ、責任感を持って職務に取り組むよう促すことが大きな目的です。                  環境方針1の目標設定にあたっては、平成 20 年度職務目標のうち、研究、試験検査にかかる下記の項目を目標としました。                  ・地域課題の解決に向けた総研究件数 16 件(うち 9 課題が環境関連の研究)                  ・研究成果の反映と技術普及の推進各種学会等における研究成果報告会・発表会を 20 回以上                  ・当センター主体の研究・業務に関する報道機関等への発表・情報提供を 20 回以上</p> <p>2. 環境方針②運営計画に基づいた情報の収集、発信と環境教育の充実                  平成 20 年度職務目標のうち、開かれた環境保健研究センター推進事業として実施している情報の収集、発信と環境教育等にかかる項目を目標としました。                  ・公式ホームページの年間のアクセス数 15,000 件                  ・環境保健豆博士 100 人養成大学において新たに 25 名の豆博士の誕生育成                  ・教育・研修業務に対し年間 5,000 名の参加者</p> <p>「自らの環境負荷を削減させるための取組」</p> <p>3. 環境方針③自らの活動についての環境関連法規等の遵守と継続的改善及び環境汚染の予防                  新築された環境保健研究センターが遵守すべき環境関連法規等について精査することを目標としました。</p> <p>4. 環境方針④自らの活動に係る環境負荷削減                  県庁エコオフィスプラン(第二次長崎県温暖化対策実行計画)に定める環境目標(二酸化炭素排出量、コ</p>
--

ピー用紙使用量、グリーン購入)に加え、エコアクション 21 が要求する項目である排水量について、目標を定めました。

目標値の設定にあたっては、エコアクション 21 が要求する環境への負荷の自己チェックと環境への取組自己チェックを実施し、平成 19 年度の当センターの環境負荷を元に、1 年後、2 年後の目標値を定めました。

	長期目標 平成 17～21 年度	1 年あたりの 目標	本 年 度 EA21 認証 取得のため の目標*
温室効果 ガス排出 量	8%削減	1.6%削減	0.4%削減
コピー用紙 排出量	20%削減	4%削減	1.0%削減
排水量(上 水使用量)	6%削減	1.2%削減	0.3%削減

\*3 ヶ月間の前年同期間比

## II 実施・運用

### 5 実施体制の構築と責任体制

環境活動の実施体制と責任体制については図 3 のとおり構築した。

### 6 教育・訓練の実施

平成 20 年度中にエコアクション 21 の認証・登録を受けるため、平成 19 年 9～11 月の間、環境負荷削減のための取り組みを行い、前年度 9～11 月の環境負荷の実績と比較した削減目標達成を目指した。取り組みにあたり、組織の環境方針の理解、自らの役割や取り組みを理解のため、全職員を対象とした研修会を次のように実施した。

期日 平成 20 年 10 月 1 日

場所 環境保健研究センター

講師 朝永 憲法氏

(エコアクション 21 審査人 佐世保市在住)

内容

- ・環境マネジメントシステムについて
- ・環境保健研究センターの環境方針等について

緊急時の訓練については、消防訓練とあわせ次のように実施した。

期日 平成 21 年 2 月 27 日

場所 環境保健研究センター

指導 大村市消防署

内容

- ・緊急時訓練
- ・庁内点検

所内で環境マネジメントを担当する職員としての資質を身につけるため、平成 19 年度、1 名が環境プランナー\*基礎コースを受講した。平成 20、21 年度もそれぞれ 1 名が受講することを計画している。

### 7 環境コミュニケーション

所内外へのコミュニケーションについては次のように実施した。

#### 7.1 所内への情報の周知、伝達

##### 1) 環境方針並びに環境目標、環境活動計画の周知

環境方針並びに環境目標、環境活動計画は、各課・科にファイルし、全職員に周知した。

##### 2) 職員からの提案への対応

環境管理責任者(研究部長)は、環境経営システムに関する提案、意見、苦情等を、職員から随時受け付け、環境経営システムの改善に資すると認められたものを環境委員会で検討の上、代表者(所長)に報告することとした。

#### 7.2 所外への情報の周知、伝達及び公開

##### 1) 環境方針及び環境活動レポートの公開

環境方針及び環境活動レポートは、当センター交流ゾーンに公開するほか、公式ホームページにて公開した。

##### 2) 所外からの苦情等の処理

所外の利害関係者からの苦情、意見、問い合わせ等があったときは、速やかに対応するとともに、その内容等を記録することとした。平成 20 年度は苦情、意見、問合せはなかった。

### 8 実施及び運用

平成 20 年度中にエコアクション 21 の認証・登録を受けるため、平成 19 年 9～11 月の間、環境負荷削減のための取り組みを行い、前年度 9～11 月の環境負荷の実績と比較した削減目標達成を目指した。

### 9 環境上の緊急事態への準備及び対応

消防法に基づき自衛消防隊網や防火管理マニュアル

\* 環境プランニング学会認定の民間資格 中級コースである環境プランナーERを受講後、資格を取得すると、エコアクション 21 審査人の二つの受験資格のうちの一つを満たす。

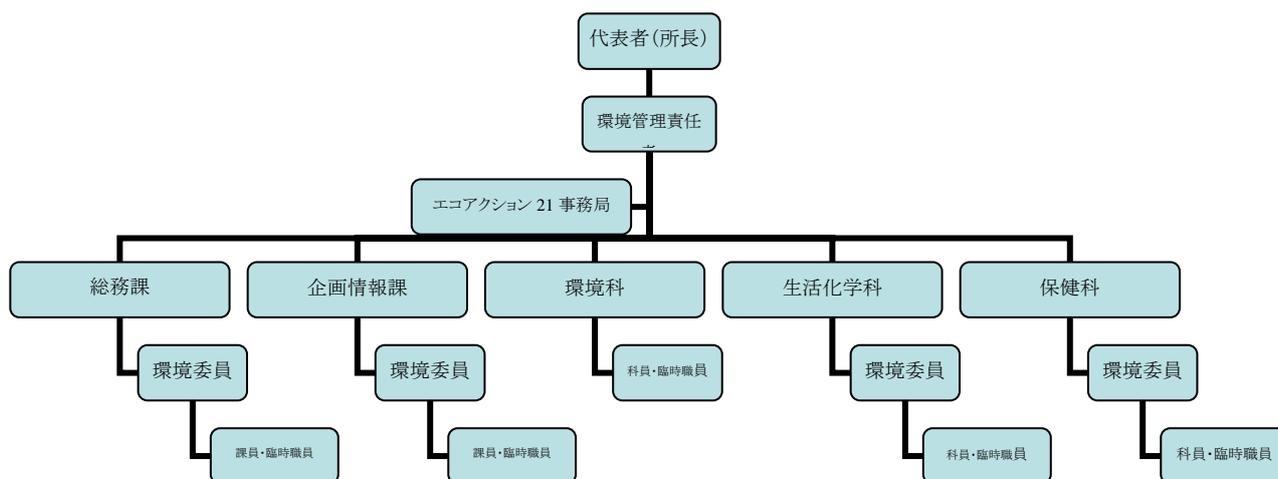


図3 環境活動の実施体制と責任体制

ルを整備するほか、盗難・ガス漏れ・停電等、異常が発生した場合の緊急連絡網を整備した。

地震・風水害の場合は長崎県危機管理対応指針に従い、第一配備から第三配備まで緊急レベルに応じた対応表を作成している。

### Ⅲ 取組状況の確認・評価

#### 10 取組状況の確認及び問題の是正

環境方針①、②については、概ね達成され、特に問題点はなかった。

環境方針③自らの活動についての環境関連法規等の遵守と、環境方針④自らの活動に係る環境負荷削減については問題点が見出されたため、次のとおり是正処置を行った。

##### 10.1 環境法規制等の遵守の確認

###### 1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律への対応

特別管理産業廃棄物や廃棄物処理に係る情報が分散していたが、特別管理産業廃棄物管理責任者である研究部長のもと情報を集約し、より適切な管理に務めることとした。

###### 2) 消防法にかかる危険物の管理

危険物の管理の情報が分散していたが、今後所内の体制を見直し、計画的な対応を図ることとした。

###### 3) 高圧ガス保安法にかかる技術的指針の遵守

昨年度策定された「高圧ガス法に基くガス漏洩事故防止及び管理マニュアル」の運用が徹底していなかったが、今後所内の体制を見直し、計画的な対応を図ることとした。

##### 10.2 自らの環境負荷を削減させるための取組

###### 1) 温室効果ガス排出量

平成20年9～11月の3ヶ月間の排出量を前年度同期間と比べ0.4%削減しようとする目標を達成できなかった。そのため、次の事項に取り組むこととした。

- ・環境活動にかかる役割を再認識し周知徹底する。
- ・確実に当番制を実施する。
- ・日常点検様式具体的な職名や、役割分担を具体的に記入し毎日と毎月の活動内容と役割分担を明確にする。

###### 2) コピー用紙使用量

平成20年9～11月の3ヶ月間の使用量を前年度同期間と比べ1.0%削減しようとする目標を達成できなかった。所内会議において環境活動計画に示す用紙削減策についての再確認をお願いした。

###### 3) 排水量(上水使用量)

平成20年9～11月の3ヶ月間の排水量を前年度同期間と比べ0.3%削減しようとする目標を立てたが、平成20年9月の排水量は366 m<sup>3</sup>と166 m<sup>3</sup>、83.0%の増加となり、目標を達成できなかった。当センターでは特に3階での水の出が悪かったため、平成20年8月8日に上水道の圧力を3 kg/m<sup>3</sup>から4.5 kg/m<sup>3</sup>に加圧する工事を行ったが排水量の増加には、この影響があったものと思われる。今後排水量削減のため、節水こまの導入など対応策を検討することとした。

###### 4) グリーン購入(文具)

平成19年9～11月の文具のグリーン購入率は81%、平成20年9～11月のグリーン購入率は57%で目標を

達成できなかった。所内会議において環境活動計画に示すグリーン購入についての目標の再確認をお願いした。

### 1 1 環境関連文書及び記録の作成・整理

エコアクション 21 の取り組みを実施するのに必要な文書を作成し、整理した。

#### 11. 1 平成 20 年度版 環境活動レポート

エコアクション 21 認証・登録のための取り組みをまとめたもの。当センター交流ゾーンに公開するほか、公式ホームページ<sup>2)</sup>にて公開した。内容は次のとおり。

- ①環境保健研究センターについて
- ②環境保健研究センター3 つの基本方針と運営計画について
- ③長崎県庁の環境マネジメントへの取り組みのなかでの位置づけ
- ④環境負荷と環境への取組状況の把握及び評価
- ⑤エコアクション 21 環境方針
- ⑥環境目標とその実績
- ⑦主要な活動計画の内容
- ⑧教育、訓練への取組
- ⑨環境活動の取組結果の評価(問題点の是正処置及び予防措置の結果)
- ⑩環境関連法規への違反、訴訟等の有無
- ⑪年間スケジュール
- ⑫具体的な活動の紹介

#### 11. 2 エコアクション 21 の取組に必要な記録環境関連文書集

エコアクション 21 認証・登録のための取り組みにあたり必要な記録をまとめたもの。

- ・「環境への負荷の自己チェック」の結果
- ・「環境への取組の自己チェック」の結果
- ・環境関連法規等の遵守状況のチェック結果
- ・外部からの苦情等の受付結果
- ・環境上の緊急事態の訓練結果
- ・環境目標の達成状況及び環境活動計画の実施状況、その評価結果
- ・問題点の是正処置及び予防処置の結果
- ・代表者による全体の取組状況の評価及び見直しの結果

#### 11. 3 環境関連文書集

環境マネジメントの運用上、重要な文書をまとめたもの。内容は次のとおり

- ・環境方針
- ・環境目標
- ・環境活動計画

- ・環境関連法規の取りまとめ
- ・実施体制
- ・緊急事態の想定結果及びその対応策

#### 11. 4 エコアクション 21 運用マニュアル

今後の運用のため、12 の要求事項への取り組み方法についてマニュアル化したもの。内容は次のとおり。

- I 計画
  - 1 環境方針の作成
  - 2 環境負荷と環境への取組状況の把握及び評価
    2. 1 初期環境レビュー
    2. 2 年度毎レビュー
  - 3 関連法規の取りまとめ
    3. 1 法規及びその法令等の遵守すべき内容
    3. 2 最新版の管理
  - 4 環境目標及び環境活動計画
- II 実施・運用
  - 5 実施体制の構築と責任体制
  - 6 教育・訓練の実施
  - 7 環境コミュニケーション
    7. 1 所内の情報の周知及び伝達
    7. 2 所外への情報の周知、伝達及び公開
  - 8 実施及び運用
  - 9 環境上の緊急事態への準備及び対応
    9. 1 現状の想定と対策
    9. 2 今後整備したい事項
- III 取組状況の確認・評価
  - 10 取組状況の確認及び問題の是正
    - 10-1. 取組状況の確認
    - 10-2. 問題点の是正
  - 11 環境関連文書及び記録の作成・整理
- IV 全体の評価と見直し
  - 12 代表者(所長)による全体の評価と見直し

## IV 全体の評価と見直し

### 1 2 代表者(所長)による全体の評価と見直し

環境方針の策定から文書の整理まで一連の取り組みについて、平成 20 年 12 月 24 日、所内会議にて報告した。それを受けて、次のように代表者(所長)の評価と見直しが表明された。

「当センターは、本年度はじめて環境マネジメントであるエコアクション 21 に取り組んだ。

自らの環境負荷について客観的に評価、見直しできる、すぐれた仕組みであると認識している。今年度は、残念ながら自らの環境負荷に関する目標は達成できなかったが、今後の職員の意識の変化と積極的な活

動への取り組みへ期待したい。

今後も全職員が環境方針及び環境法規制及びその他の要求事項を遵守するように心がけてほしい。

平成 21 年 1 月 13 日 所長 仁位 敏明

### 審査と登録

以上エコアクション 21 に定める 12 の要求項目への取り組みを終えたため平成 21 年 1 月 19 日付でエコアクション 21 地域事務局ながさき<sup>3)</sup>にて認証・登録の申し込みを行った。

以下登録までの手続きは次のとおり。

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 月 24、25 日 | 高山 能博審査人(諫早市在住)による現地審査<br>審査費用 5 万円×3 人日＋交通費         |
| 2 月 9 日     | 地域事務局ながさきによる判定会議                                     |
| 2 月 25 日    | 財団法人地球環境戦略研究機関 持続性センター(中央事務局)による判定会議                 |
| 2 月 26 日    | 中央事務局から「適合」通知と認証・登録料の請求                              |
| 3 月 11 日    | 認証・登録料支払い<br>2 年分 10 万円＋消費税<br>(従業員数 11 人以上 300 人以下) |
| 3 月 13 日    | 認証・登録証 受領<br>認証登録番号 0003385                          |

認証・登録により、財団法人地球環境戦略研究機関 持続性センターによるエコアクション 21 ホームページに当センター環境活動レポートが掲載され、エコアクション 21 ロゴマーク(図4)の使用が許可された。



図 4 エコアクション 21 ロゴマーク

### ま と め

当センターのエコアクション 21 の認証・登録は長崎県で 22 番目、公共機関としては初めてとなった。なお、九州全体では市の機関が 2 施設登録を果たしたのみ

である。これを契機として、長崎県をはじめ九州各県においても公的機関の認証・登録が拡大することが期待されている。

今後、1 年ごとに中間審査又は更新審査を受けることとなるがいずれも費用は 5 万円×1～2 人日である。

中間審査では、法律の遵守状況に関して、各種届出書類や、薬品の保管状況等について外部者による審査を受ける。また、環境方針や取り組みなど職員の意識や取り組み状況を面接による確認を受ける。センターにおける環境負荷や取り組みについて内部へフィードバックすると同時に外部へも公開するため、職員は常に環境への配慮を意識することとなる。

エコアクション 21 は、代表的な環境マネジメントシステムである ISO14001 に比べ、国際的には有効性を持たないものの、一桁小さい費用で取り組むことができる。また、マニュアルや様式、審査基準がホームページ上に整備されており、大変取り組みやすいシステムとなっている。また結果を環境活動レポートとして公表することを義務付けているため、成果が確実に得られるという特徴を持っている。今後、県内中小企業、公共団体等に普及すれば、温暖化ガスの削減をはじめ、環境負荷の削減が確実に図れることが期待できる。

このようなことから、当センターにおいても、企業などを対象とした支援制度説明会において、資料の配布を行ったが、今後も機会を捉えて普及・啓発に努めたい。

### 参 考 情 報

- 1) 財団法人地球環境戦略研究機関 持続性センター公式ホームページ <http://www.ea21.jp/>
- 2) 長崎県環境保健研究センター公式ホームページ <http://www.pref.nagasaki.jp/kanhoken>
- 3) エコアクション 21 地域事務局ながさき公式ホームページ <http://www.ea21-nagasaki.org/>

## Our Approach to Environmental Management System, Eco Action 21

Atsuko MORI, Noboru NISHIMURA and Committee on Environment

For the purpose of continuously executing the action that takes the lead voluntarily and considers the environment, Nagasaki Prefectural institute for Environmental Research and Public Health became 21 eco-action attestation organization, and was registered on March 13, 2009. It became the first attestations as public organization in Nagasaki Prefecture. We introduce the approach that aims at the attestation and the registration done in 2008 fiscal year.

Key words: Environmental management system , eco action 21